

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令要綱

第一 安全衛生管理体制等

一 総括安全衛生管理者が統括管理する業務として、安全衛生に関する方針の表明に関すること、労働安全衛生法（以下「法」という。）第二十八条の二第一項の危険性又は有害性等の調査等（以下「危険性又は有害性等の調査等」という。）に関すること並びに安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関することを定めること。

二 安全管理者の資格要件として、厚生労働大臣が定める研修を修了したことを追加すること。

三 産業医の職務として、面接指導等の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関することを追加すること。

四 安全委員会の調査審議事項として、危険性又は有害性等の調査等のうち安全に係るものに関すること、並びに安全衛生に関する計画（安全に係る部分に限る。）の作成、実施、評価及び改善に関することが含まれるものとする。

五 衛生委員会の調査審議事項として、危険性又は有害性等の調査等のうち衛生に係るものに関すること、

安全衛生に関する計画（衛生に係る部分に限る。）の作成、実施、評価及び改善に関すること、長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること並びに労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関することが含まれるものとする。

六 事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会の開催の都度、遅滞なく、これらの委員会における議事の概要を労働者に周知させなければならないものとする。

七 職長等に教育を行わなければならない事項として、危険性又は有害性等の調査等に関することを追加すること。

第二 自主的活動の促進のための指針

厚生労働大臣が定める事業者が行う自主的活動を促進するための指針の内容として、安全衛生に関する方針の表明に関すること、危険性又は有害性等の調査等に関すること、安全衛生に関する目標の設定に関すること並びに安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関することを定めること。

第三 危険性又は有害性等の調査等

一 危険性又は有害性等の調査の実施時期として、建設物を設置し、移転し、変更し、又は解体するとき、

設備、原材料等を新規に採用し、又は変更するとき、作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更するとき及び危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるときを定めること。

二 危険性又は有害性等の調査等を行うべき業種として、安全管理者を選任しなければならない業種を定めること。

第四 化学物質等に係る表示及び文書交付制度

一 容器又は包装に表示しなければならない事項として、注意喚起語並びに安定性及び反応性に関する事項を追加すること。

二 文書の交付等により通知しなければならない事項として、危険性又は有害性の要約、安定性及び反応性に関する事項、適用される法令等を追加すること。

第五 面接指導等

一 面接指導の対象となる労働者の要件として、一週間当たり四十時間を超えて労働させた時間が一月当たり百時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者であることを定めること。ただし、二の期日前一月以内に面接指導を受けた労働者その他これに類する者で、面接指導を受ける必要がないと医師が認め

たものを除くこと。

二 一の時間の算定に当たっては、毎月一回以上、一定の期日を定めてこれを行わなければならないものとする。

三 面接指導は、一の要件に該当する労働者の申出により行うものとする。また、当該申出は二の期日後遅滞なく、面接指導は当該申出後遅滞なく行わなければならないものとする。

四 産業医は、一の要件に該当する労働者に対して、申出を行うよう勧奨することができるものとする。

五 医師は、面接指導を行うに当たっては、労働者の勤務の状況及び疲労の蓄積の状況その他心身の状況について確認を行うものとする。

六 法第六十六条の八第二項ただし書の面接指導の結果を証明する書面は、労働者の疲労の蓄積の状況その他心身の状況等を記載したものでなければならないものとする。

七 事業者は、面接指導の結果の記録を作成し、これを五年間保存しなければならないものとする。

また、当該記録は、労働者の疲労の蓄積の状況その他心身の状況、法第六十六条の八第四項の規定によ

り聴取した医師の意見等を記載したものでなければならぬものとする。

八 法第六十六条の八第四項の規定による医師からの意見聴取は、面接指導が行われた後、遅滞なく行うこと。

九 法第六十六条の九の必要な措置は、面接指導又はこれに準ずる措置とともに、当該措置を講ずべき者として、長時間の労働により、疲労の蓄積が認められ、又は健康上の不安を有している労働者及び事業場において定められた同条の必要な措置の実施に関する基準に該当する労働者を定めること。

第六 機械の設置等に係る計画の届出が免除される事業者の認定

一 法第八十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定（以下「認定」という。）を受けるに際して事業者が講ずる措置として、危険性又は有害性等の調査等その他第二の指針に従って事業者が行う自主的活動を定めること。

二 認定は、事業場ごとに行うものとする。

三 次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができないものとする。

（一）法又は法に基づく命令の規定（認定を受けようとする事業場に係るものに限る。）に違反して、罰

金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

(二) 認定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

(三) 法人で、その業務を行う役員のうちに(一)又は(二)のいずれかに該当する者があるもの

四 所轄労働基準監督署長は、認定を受けようとする事業者が次に掲げる要件のすべてに適合していると
きは、認定をしなければならないものとする。

(一) 危険性又は有害性等の調査等その他第二の指針に従って事業者が行う自主的活動を適切に実施して
いると認められること。

(二) 労働災害の発生率が当該事業場の属する事業の業種における平均的な労働災害の発生率を下回って
いると認められること。

(三) 申請の日前一年間に労働者が死亡する労働災害その他の重大な労働災害が発生していないこと。

五 認定の申請をしようとする事業者は、申請書に次に掲げる書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出
しなければならないものとする。

(一) 三に該当しないことを説明した書面

(二) 一の措置の実施状況について、申請の日前三月以内に二人以上の安全に関して優れた識見を有する者又は衛生に関して優れた識見を有する者による評価を受け、当該措置を適切に実施していることを証する書面及びその評価の概要を記載した書面

(三) (二)の評価について、一人以上の安全に関して優れた識見を有する者及び一人以上の衛生に関して優れた識見を有する者による監査を受けたことを証する書面

(四) 四の(二)及び(三)に該当することを証する書面（当該書面がない場合には、当該事実についての申立書）

六 五の(二)及び(三)の安全に関して優れた識見を有する者又は衛生に関して優れた識見を有する者とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて認定の実施について利害関係を有しないものをいうものとすること。

(一) 労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントとして三年以上その業務に従事した経験を有する者で、第二の指針に従つて事業者が行う自主的活動の実施状況についての評価を三件以上行った

もの

(二) (一)に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

七 認定は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする
こと。また、認定の更新の申請については、認定の申請と同様とすること。

八 認定を受けた事業者は、認定に係る事業場（以下「認定事業場」という。）ごとに、一年以内ごとに
一回、実施状況等報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないものとする。

九 認定を受けた事業者は、認定事業場において一の措置を行わなくなったときは、遅滞なく、その旨を
所轄労働基準監督署長に届け出なければならないものとする。

十 所轄労働基準監督署長は、認定を受けた事業者が次のいずれかに該当するに至ったときは、その認定
を取り消すことができるものとする。

(一) 三の(一)又は(三)に該当するに至ったとき。

(二) 四の(一)又は(二)に適合しなくなったと認めるとき。

(三) 四の(三)に掲げる労働災害を発生させたとき。

(四) 八に違反して、報告書及び書面を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれらを提出したとき。

(五) 不正の手段により認定又はその更新を受けたとき。

十一 二にかかわらず、建設業に属する事業の仕事を行う事業者に係る認定は、当該仕事の請負契約を締結している事業場ごとに行うものとする。

第七 元方事業者による連絡調整等

一 法第三十条の二第一項の元方事業者（以下「製造業等の元方事業者」という。）は、随時、製造業等の元方事業者と関係請負人との間及び関係請負人相互間における連絡及び調整を行わなければならないものとする。

二 製造業等の元方事業者は、特定元方事業者の講ずべき措置に準じて、クレーン等の運転についての合図、事故現場等を表示する標識、有機溶剤等の容器を集積する箇所及びエックス線装置に電力が供給されている場合等における警報（以下「合図等」という。）を統一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならないものとする。また、製造業等の元方事業者及び関係請負人は、自ら行う作業について統一的に定められた合図等と同一の合図等を定めなければならないものとする。

第八 化学設備の改造等の仕事の発注者による請負人への情報提供

一 法第三十一条の二の規定に基づき仕事の注文者（当該仕事を他の者から請け負わないで注文する者に限る。以下「発注者」という。）が必要な措置を講じなければならない作業は、化学設備及び特定化学設備並びにこれらの附属設備の改造、修理、清掃等の作業で、当該設備を分解するもの又は当該設備の内部に立ち入るものとする。

二 発注者は、製造し、又は取り扱う物の危険性及び有害性、当該作業において注意すべき安全又は衛生に関する事項等を記載した文書を作成し、これをその請負人に交付しなければならないものとする。

三 一の作業に係る仕事の注文者（発注者を除く。）は、交付を受けた二の文書の写しをその請負人に交付しなければならないものとする。

四 法第三十二条第五項の請負人は、二又は三に掲げる措置が講じられていないことを知ったときは、速やかにその旨を注文者に申し出なければならないものとする。

第九 免許等の見直し

一 クレーン運転士免許及びデリック運転士免許を統合し、クレーン・デリック運転士免許に改めると

もに、当該免許についてクレーン限定免許を設けること。

二 ボイラーの据付けの作業を行うときは、当該作業を指揮するため必要な能力を有すると認められる者のうちから、当該作業の指揮者を定めなければならないものとする。

三 地山の掘削作業主任者技能講習及び土止め支保工作業主任者技能講習の統合、デリック運転実技講習の廃止、特定化学物質等作業主任者技能講習及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の統合、ボイラー据付け工事作業主任者技能講習の廃止並びに特定化学物質等作業主任者技能講習からの石綿作業主任者技能講習の分離に伴い、所要の規定の整備を行うこと。

第十 ばく露報告

事業者は、労働者を厚生労働大臣が定める物のガス、蒸気又は粉じんに基づく露するおそれのある作業に従事させたときは、当該物のばく露の防止に関し必要な事項について、所轄労働基準監督署長に報告しなければならないものとする。

第十一 特殊健康診断の結果の通知

特殊健康診断の結果の通知が義務付けられたことに伴い、所要の規定の整備を行うこと。

第十二 その他

一 この省令は、労働安全衛生法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年四月一日）から施行するものとする。ただし、第一の二については平成十八年十月一日から、第四については平成十八年十二月一日から施行するものとする。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係省令について所要の規定の整備を行うこと。